

特定胚の取扱いに関する指針の調査・検討状況について

第 1 回特定胚指針プロジェクト会合（8月27日）

午前：文科省及び勝木委員より特定胚について説明後、指針案及びヒト胚一般について各委員による討論。

- ・ 特定胚指針はクローン技術規制法に基づいており、強制力がある。一方、法律規定の枠がはまっているため、細かいところまで書けないので、細則が必要ではないか。
- ・ 特定胚はヒト胚を操作することを問題としている。
- ・ 届け出制であるが、限りなく許可制に近いものであると理解する。
- ・ 胚を操作することに対する一般社会の懸念があり、科学者だけで話を進めるべきでないという意見がある一方、科学研究は、本来的に科学者の自主性に基づき、自由にかつ情報公開しながら進められるべきもので、一律に禁止するのではなく、個別にコントロールするべきであるとの意見があった。臨床研究は、経験的に技術改良を行いながら、進んで行かざるを得ないものであるという意見もあった。

午後：文科省より指針案の説明後、特定胚について個別に討論。

- ・ 生命倫理専門調査会でヒト胚一般の取扱いについて今後議論が行われることを前提として、今回の特定胚指針案を検討する。
- ・ 法律で禁止されている個体産生に繋がりがねない特定胚は、有用性が顕著であり、その研究が社会に受け入れられない限り、研究を認められない。
- ・ クローン胚は、有用性は最も顕著だが、倫理的バリアが

高い。ヒト胚についての議論が不十分な今、推進することは時期尚早と考えられる。

- ・ ヒト動物交雑胚、ヒト性集合胚は、有用性が想定されないため、禁止すべきである。
- ・ ヒト性融合胚は、指針案では移植医療等に有用であることから、認める方向であったが、初期化の研究、再生医療への応用を目指すならば、他の方法が有り得るため、研究を認める必要性が乏しいと考えられる。